

## 公衆トイレの洋式化 Q&A

### 補助対象事業者

No.	問	回答
1	同一の申請者が複数の公衆トイレについて申請する場合、要望書は公衆トイレごとの提出となるのでしょうか。	公衆トイレごとに要望書を作成し、提出ください。
2	観光協会は補助対象事業者の民間事業者に含まれますか。	含まれます。
3	補助対象事業者に民間企業は含まれますか。	含まれます。ただし、下記の事項にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者の方が駅の改札内のトイレ等の交通施設内のトイレを整備される場合は、交通サービス利便向上促進事業の活用をご検討ください。</li> <li>・本事業の補助対象となるトイレは、誰でも無料で利用可能な、公共性が高いトイレである必要があります。民間事業者の方が所有するトイレを整備する場合には、公共性を担保するため、当該トイレが所在する市区町村より、当該トイレが公共性が高いトイレである旨が記載された書面（国土交通大臣宛）を作成いただき、要望書と併せてご提出いただきますようお願いいたします。</li> </ul>
4	補助対象事業者に宗教法人は含まれますか。	含まれます。ただし、下記の事項にご注意ください。 本事業の補助対象となるトイレは、誰でも無料で利用可能な、公共性が高いトイレである必要があります。宗教法人の方が所有するトイレを整備する場合には、あくまで観光上の必要に基づく施設であるとの趣旨を踏まえ、下記のとおり取り扱います。 ①専ら宗教法人関係者が使用するトイレについては補助対象外とし、訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレの場合に限る。 ②当該トイレの所在する自治体から、訪日外国人旅行者等の受入環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレである旨の書面（国土交通大臣宛）の提出を条件とする。 （必要な記載事項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・専ら宗教法人関係者が使用するトイレではなく訪日外国人旅行者等が主として使用するトイレであること</li> <li>・訪日外国人旅行者の受入環境整備の観点から整備が必要な公共性の高いトイレであること</li> </ul>

### 立地要件

No	問	回答
5	「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」の対象となる日本版DMO登録法人のマーケティング対象地域は該当しますか。	マーケティング対象地域であることに加え、具体的な取組が見られる地域が対象となります。
6	立地要件（地域）としていずれにも合致しない場合、補助対象外となるのでしょうか。	立地要件の一つに、「その他観光ビジョン推進地方ブロック別戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの」があります。外国人旅行者が既に多数訪れており、外国人旅行者の受入環境整備が急務である地域、又は外国人旅行者を当該施設・地域へ誘客するための施策が明確である等の理由により、外国人旅行者の受入環境整備に積極的に取り組もうとする地域である場合、観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議のWGでの了承を得ることが条件となりますが、立地要件に該当するとみなすことができます。

## 公衆トイレの洋式化 Q&A

7	オリンピックパラリンピックのホストタウン、事前キャンプ地は、立地要件（地域）における「東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市」に該当するのでしょうか。	該当します。
8	ラグビーワールドカップの公認チームキャンプ地は、立地要件（地域）における「ラグビーワールドカップ競技会場立地都市」に該当するのでしょうか。	該当します。

### 交付決定等のスケジュール

No.	問	回答
9	内示、交付決定の時期はいつになるのでしょうか。	最短でも、要望書を受け付けた月の翌月中旬に内示、同月末に交付決定となります。ただし、申請内容の確認等に時間を要する場合もございますので、余裕をもった事業計画を作成してください。
10	完了実績報告書の提出は、いつまでにすればよろしいのでしょうか。	要綱上、完了実績報告書の提出については、補助事業の完了後、1ヶ月を経過した日または補助事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとしておりますが、可能な限り速やかに事業を進めていただき、3月上旬までに事業完了、3月10日までを目標として事業完了報告書をご提出いただきますようお願いいたします。

### 観光スポット

No.	問	回答
11	観光スポットとはどのような施設のことですか。	訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言います。
12	観光スポットの周囲とはどこまでを指しますか。	駐車場等、当該観光スポット利用者が利用する範囲を指します。
13	観光スポットへのアクセス経路とは一つで無ければならないのですか。	一つである必要はありませんが、外国人旅行者の流動が認められる観光ルート上である必要があります。
14	民間運営の施設は「観光スポット」に該当しないのでしょうか。	原則として敷地全体が利用料を収受しなければ入場できない営利を目的とする施設は観光スポットに該当しません。ただし、当該敷地外にある自治体等が公衆トイレを整備する場合、要望書をもって公共性が高いことが認められる事業においては、補助対象となる場合がございます。

## 公衆トイレの洋式化 Q&A

補助対象事業		
全般		
No.	問	回答
15	補助金額に上限・下限はありますか。	上限も下限もありません。
16	すでに事業着手・契約をしている事業について申請することは可能でしょうか。	補助対象となりません。交付決定後に事業着手・契約した経費が対象となります。
17	国からの補助とは別に都道府県等自治体からの補助金等を受けることは可能でしょうか。	可能です。ただし、自治体による補助金等の財源が国費である場合は、不可能となります。
18	観光庁からの補助とは別に国の補助金等を受けることは可能でしょうか。	同一事業に対し、国の補助金等を複数受けることはできません。
19	繰り越して事業を実施することは可能でしょうか。	原則、年度末までに事業を完了してください。
20	冬季は公衆トイレが閉鎖されてしまうが、開設期間要件はありますか。	特にありません。
21	補助申請者と補助対象の財産管理者が異なる場合、補助対象となりますか。	補助申請者と財産管理者は、同一である必要があります。
22	事業完了後、所有権を譲渡する場合でも、補助対象となりますか。	補助対象となりません。仮に事業完了後、所有権を譲渡する場合、取得財産の処分の対象となり、原則、国土交通大臣の承認が必要となります。（取得財産の管理等については、応募要領をご確認ください）
23	設計のみは補助対象となりますか。	設計から施工までが必要です。
公衆トイレ		
No.	問	回答
24	公衆トイレは無料で一般に開放されているものとありますが、入場に料金が必要な施設内にある無料で開放されている公衆トイレは補助対象となりますか。	入場料や入館料が必要な施設内に所在する公衆トイレは補助対象外です。
25	公衆トイレの新築、建替、増築は補助対象となりますか。	補助対象です。ただし、土地の取得、公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、浄化槽の設置等）、建替・増築・新築等の躯体の新設工事は対象としません。
26	公衆トイレを移設することを考えているが、既存のトイレの撤去費用は補助対象となりますか？	移設の場合、移設前後のトイレが同じ観光スポットに関わる公衆トイレであれば、撤去費用は補助対象となり得ます。
27	和式から洋式に交換する際、温水洗浄便座の設置は可能でしょうか。	可能です。基本整備項目である洋式化を行う場合には、その他の既存洋式トイレへの機能追加も可能です。
28	「多目的トイレに関わる設備」には、どのようなものが含まれるでしょうか。	オストメイト対応設備や多目的シート、ベビーチェア、ベビーシート等、親子連れや様々な身体状況の方々に配慮した設備が含まれます。
29	暖房便座が設置された洋式トイレに温水洗浄便座のみ設置したいが補助対象事業となりますか。	基本整備項目があれば対象となりますが、温水洗浄便座のみの設置は対象外です。
30	トイレの設置状況をHPやアプリに記載する場合は補助対象となりますか。	対象外です。
31	街中等から当該公衆トイレへの誘導看板の多言語化は補助対象となりますか。	補助対象となります。尚、新設する場合、当該トイレの場所まで誘導することを主目的に設置する看板であれば補助対象となります。
32	掃除用具関連は補助対象ですか。	補助対象外です。備品等消耗品・掃除流し・掃除棚等の購入費及び設置工事は補助対象外となります。また掃除用具関連に付随する建具工事も補助対象外となります。
33	リース設備は補助対象となりますか。	リース設備は対象外です。
34	仮設の公衆トイレは補助対象となりますか。	対象外です。

## 公衆トイレの洋式化 Q&A

35	観光スポット周囲に所在する有料の駐車場内に設置された公衆トイレは補助対象となりますか。	公衆トイレの設置者が自治体の場合、駐車場の有料無料は問わず対象となります。駐車場の設置者が民間事業者でも公衆トイレの設置者が自治体の場合は同様です。
36	既存建物の一部を改修（躯体工事）してトイレを設置する場合、便器設置費用や内装部分等については補助対象となりますか。	補助対象事業部分を切り出しての申請は可能です。
37	補助対象外事業が一部でも総事業に含まれてしまう場合、全ての事業が補助対象外となってしまいますか。	総事業費から補助対象となる経費を切り出し、補助対象外経費を補助対象事業者において負担する場合、申請は可能です。

### その他

No.	問	回答
38	多目的トイレとはどのようなトイレのことでしょうか。	多目的トイレとは、車イス使用者が利用できるスペースや手すり等に加えて、オストメイト対応設備、おむつ替えシート、ベビーチェア等を備えることで、多様な人が利用可能としたトイレを指します。
39	追加整備項目に上限はありますか。	ありません。ただし、基本整備項目に該当する整備が本事業の主体であり、追加整備項目は必要性が認められる最低限の整備項目とし、各案件ごとに精査させていただきます。
40	基本整備項目である「和式便器の洋式化」を実施する場合、別の洋式便器に暖房便座のみを取り付けることは、補助対象となりますか。	補助対象となります。
41	旧式の小便器とはどのような便器のことでしょうか。	サニタイザーや人感センサー等がついていない、老朽化した小便器のことを指します。
42	公衆トイレを新築・建替する場合、既存の建物の解体・撤去費用は補助対象となりますか。	トイレの建替等、もともとトイレとして利用されていた建造物の解体・撤去費用は補助対象となりますが、トイレ以外の用途であった建造物の解体・撤去費用は補助対象となりません。